(編集・発行) 松江市農業委員会 〒690-8540 松江市末次町86番地 ☎55-5528 令和3年3月発行

圃場整備事業が行われている新庄地区

「農地中間管理機構関連農地整備事業」 (事業主体:島根県)



昨年、整備が完了した圃場の様子

主な記事

- ●にこにこファーム新庄の取組み(P.2)
- ●新規就農者の紹介 (P.3)
- ●各種補助金、交付金制度のお知らせ(P.4,5)
- ●農地の賃借料情報 (P.5)
- ●令和3年度各種申請の締切日 など

画像は「水土里情報システム」より

大規模圃場整備事業で 「タマネギ」の 栽培スター

「にこにこファーム新庄」の 取り組み紹介

を栽培することになりました。一

部の助言、提案により「タマネギ ター、JAしまねくにびき地区本 林振興センター、県農業技術セン り、島根県農林水産部、県東部農 作物の栽培に取り組むことにな



専用の移植機でタマネギ苗の定植作業

その一方で、安来市や出

らいながら進めていきまし 勉強し、 芸川町に何度も視察に行き JAにも協力しても

機械化栽培を目指していま

されています。 度から令和5年度

この圃場整備事業に合わせて、

庄

地区では地域の担い手とし

46ヘクタール、事業工期平成30年

(予定)

で実施

事業は新庄地区内で受益面積 が平成30年から行われていま 構関連農地整備事業」(圃場整備 業主体となって、「農地中間管理機

事

新庄地区では現

在、

島根県が

開始、 圃場で、 り定植され、 年目の令和2年は、 11月には専用の移植機によ 9月中旬に播種し育苗を 令和3年6月に収穫 約 30 アール 0)

には、面積を95アールに増や タマネギの栽培は、 令和3年秋

スタートだったようです。

圃場整備事業に合わせて高収益

れましたが、当初は資金も農機具 00名)が令和2年1月に設立さ

何一つ無い中での営農活動

て、「農事組合法人にこにこファー

(津森邦夫代表、構成員1

とする予定です。 積を増やしていき、 は令和6年には5ヘクタール す予定で、その後、 最終的に 徐々に面

です。

約30アールの圃場で定植が完了

うです。 メー のことなどJAと協力しながら、 す 前を向いて進んでいくということ が カー 、機械類は今も一 などの協力を得ているそ 乾燥調整や出荷 切なく、

する計画です。

選定の際には、「何をどのよう まま、何年も悩み続けたそう にして、どのくらい作ったら いいのか」名案も浮かばない 取組みをする高収益作物の

普及部などから栽培のイロハ 化栽培」仕様にするため、 の指導を受けながら歩み始め ルの田植をしながらの忙しい 組合では昨年は9ヘクター 圃場を「タマネギの機械



野に移住され、 て新規就農する皆川豪さんを紹介 します。 平成31年3月に松江市八雲町熊 現在は養蜂家とし

活用し、「自分に合っているものを Iターンしまね産業体験事業」を 愛媛県伊方町で養蜂の仕事に出会 移住先を探していました。そんな 誤しながら勉強し、 い、「これは面白い仕事だな」とイ ンスピレーションを感じ、試行錯 皆川さんは、 ふるさと島根定住財団の「U 東京都の出身で、 独立を目指し

> じた」と、島根県に移住 に開業されました。 がら令和2年10月1日 養蜂家の指導を受けな 蜂組合にも加入し、地元 紹介してもらい、松江養 です。その後、定住財団 することを決めたそう 11 から松江市の養蜂家を ろいろな角度から感

構 人 地 成員となり、 「むらの駅やくも」の 元八雲町のNPO法 開業されるまでには、 同法人



ます。 受け、また、ミツバチの巣箱 至ったそうです。現在は巣箱 は地元の養蜂家から借 樹が数百本栽培されている けるなど、地域の方々の協力 から梅の木、 6箱でミツバチを育ててい や指導を受けながら開業に 八雲町東岩坂の土地を借り 栗、 柿などの果 り受

質問に皆川さんは 「なぜ、養蜂家に?」という

> 農組合の農作業などのアルバイト となることを申請手続中で、 も併用しながら、 た」と語っていただきました。 やっていく職業だと思い決めまし が魅力だと感じ、自分が継続して とがない仕事です。 ていくことができる、 「養蜂は歴史が古く、 い場所でも、どんな場所でもやっ 現在は、 極まることがない面白さがあ いくらでも追及ができること 八雲町の和田平集落営 認定新規就農者 自然界が相手 なくなるこ 人口が少な 将来

ています。 は養蜂を専業とすることを目指



令和3年度 松江市農山漁村地域活性化事業の募集について

松江市では、都市と農村の交流を推進する取り組みや、農山漁村における定住を図る取 り組み等を総合的に支援することを目的として、本補助金を交付します。

〈注意〉令和3年度予算要求を基に作成したものですので、予算編成の過程で変更となることがあります。

- 1. 助成対象期間
 - 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施される事業
- 2. 募集期間
- 随時(ただし、予算がなくなり次第終了となります。)
- 3. 補助対象事業
- ・新たに農業・漁業をはじめる方への家賃の支援
- ・集落営農組織等が取り組む農業以外の事業に対する支援
- ・女性グループが農山漁村地域の活性化に関する活動の支援
- ・都市農村交流に関する活動の支援
- ・地域資源を活用した、新たな特産品開発に対する支援



١,	_	●新たに農業・漁業をはじめるため住居を賃借したい。	1 万円 / 月 (1 年間を限度)
	又 援	●集落営農組織で、買い物支援、配食サービスを行いたい。	2万円/月
	の	●農林水産物の消費拡大を目的とした料理教室を開催したい。	1/2(補助上限20万円)
例		●子供たちに農業体験をさせるなど、食育に関する取り組みをしたい。	1/2(補助上限20万円)
		●地元で採れた野菜や果物を使って、特産品を開発したい。	1/2(補助上限100万円)

令和3年度 松江市スマート農業技術開発·導入支援事業補助金の募集について

松江市では、スマート農業の導入や研究開発・実証研究に必要な費用を助成することに より、農業の省力化や生産性の向上を図ることを目的とし、本補助金を交付します。

〈注意〉令和3年度予算要求を基に作成したものですので、予算編成の過程で変更となることがあります。

- 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施される事業 1. 助成対象期間
- 2. 募集期間 随時(ただし、予算がなくなり次第終了となります。)
- 3. 補助対象事業
- ・スマート農業に関する機械を導入するための支援
- ・スマート農業に関する技術の研究開発及び実証研究を行うための支援

支援の	●ドローンや遠隔監視システムを導入したい。	1/2	(補助上限50万円)
一例	●企業や大学と連携して安価な機械やシステムを開発したい。	1/2	(補助上限25万円)

補助要件がありますので、詳しくは、農政課農業企画係(TEL:55-5225)までお問い合わせください。

環境保全型 農業直接支払制度の 募集について

主な対象取組

○環境保全型農業直接支払制度とは

地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献 していくため、環境保全に効果の高い営農活動に対 して支援を行う制度です。

現在、松江市内において5団体が本交付金を活用し、 環境保全型農業に取り組んでいます。

〇対象活動

○対 象 者 環境保全型農業に取り組む2名以上の農業者で組織された団体

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減 する取り組みと合わせて行う以下の対象取り組みに対して支援を行います。



ı		取	組
ı	①有機農業	(そば等雑穀、	飼料作物以外
ı	②有機農業	(そば等雑穀、	飼料作物)
ı	③堆肥の施り	用	
1	④カバーク!	コップ	

交付単価(円 /10a) 12,000円 **{**} 3,000円 4,400円 6.000円

※①のうち炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合、2,000円を加算

問い合わせ先 詳しくは、農政課農業振興係(TEL:55-5231)までお問い合わせください。

集について~第5期対策

〇中山間地域等直接支払制度とは

農業の生産条件が不利な地域におけ る農業生産活動を継続するため、国 や県及び市が支援を行う制度です。 現在、松江市内において45の集落が 本交付金を活用し、農地の維持活動 に取り組んでいます。

令和2年度より新たな5年計画がス タートしておりますが、計画の途中 からの参加も可能であるため、ぜひ 集落の農地維持にご活用ください。

〇対象者

令和6年度 集落協定又は個別協定に基づき 5年以上継続して耕作を行う農業者等

〇主な交付単価

対象農地10a当たりの交付金額

地目	区分	交付単価(円 /10a)
П	急傾斜(1/20~)	21,000円
⊞	緩傾斜(1/100~)	8,000円
畑	急傾斜(15度~)	11,500円
700	緩傾斜(8度~)	3,500円

【問い合わせ先】詳しくは、農政課農業振興係(TEL:55-5231)までお問い合わせください。

平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)さ れた賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下 のとおりとなっております。この金額は**あくまで参考事** 例として表示していますので、これを目安に圃場条件等 各種条件を考慮し、賃貸借当事者間で決めてください。

令和3年1月18日

【田(水稲、大豆等転作も含む)の部】

松江市農業委員会

令和2年度

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考)借賃無料のデータ数
旧松江市全域	4700円	8000円	2000円	1392	183
旧鹿島町全域	6200円	10000円	2600円	52	23
旧島根町全域	_	_	_	データなし	データなし
旧美保関町全域	_	_	_	データなし	1
旧八雲村全域	5400円	9000円	2000円	44	63
旧玉湯町全域	4000円	5000円	2000円	20	30
旧宍道町全域	5200円	9000円	2500円	43	72
旧八束町全域	_	_	_	データなし	データなし
旧東出雲町全域	8000円	10000円	3000円	307	9
全松江市平均	5300円	_		_	_

【畑(普通畑)の部、樹園地含む】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考)借賃無料のデータ数
旧八束町を除く松江市全域	4800円	8000円	2000円	52	46

【畑(花卉・薬用人参)の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考)借賃無料のデータ数
旧八束町全域	_	_	_	データなし	355

- *1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- *2「全松江市平均」の平均額は、データ数による加重平均の値です。
- *3 最高額、最低額は、賃借料情報算出基準に基づき算出した額で、実際の金額とは異なる場合があります。
- * 4 賃借料を物納としている場合は含まれません。
- *5 金額は四捨五入し、100円単位としています。
- *6 利用状況が特殊なものは除外しています。

令和3年度の各種申請締切日 (農地の売買・貸借・転用)

農地の売買、貸借、転用をするときは 農業委員会への申請が必要です。令和3 年度の申請締切日は次のとおりです。

各月締切日は、原則5日です。 土,日,祝日は翌開庁日です。



4月5日(月曜日)	5月6日(木曜日)
6月7日(月曜日)	7月5日(月曜日)
8月5日(木曜日)	9月6日(月曜日)
10月5日(火曜日)	11月5日(金曜日)
12月6日(月曜日)	1月5日(水曜日)
2月7日(月曜日)	3月7日(月曜日)

※市街化区域内の農地転用については、毎 週金曜日が締切日です。

農地を転用する場合は、 農業委員会の許可が必要です!!

- ◎農地転用とは、農地を住宅、店舗、事務所、 駐車場、資材置場などの用途に変更するこ とです。農地転用をするには、農業委員会 への許可申請または届出の手続きが必要 です。
- ◎農地を一時的に資材置場、駐車場、仮設事 務所などにする場合も許可が必要です。 これらの許可を受けないで農地転用をす ると、農地法違反となり、工事の中止や原 状回復などの命令がされる場合がありま す。また、3年以下の懲役又は300万円以下 (法人の場合は1億円以下)の罰金といっ た罰則が適用される場合もあります。
- ※田を埋め立てて畑に転換する場合も手続きが 必要です。
- ※市街化区域内の農地転用は届出が必要です。

(お問い合わせ先) 松江市農業委員会事務局 TEL: 55-5223

売等により農地を取得した場合は届出をお願いしま

相続、時効取得などにより農地法の許可を得ないで農地の権利を取得された場合は、農 業委員会への届出が必要です。

この届出は、権利の取得を知った時点から概ね10か月以内に届出書を農業委員会へ提出 してください。

なお、この届出は農業委員会に権利取得の内容等を知らせるものであ り、権利取得の効力を発生させたり、保全したりするものではありません。 また、所有権移転登記に代わるものではありません。登記は別途必要です。



[お問い合わせ先] 松江市農業委員会事務局 TEL: 55-5528



業者年金に加入して

農業者年金には次の①~③の要件 を満たす方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方



松江市農業委員会事務局

TEL: 55-5223

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 月額700円 (税・送料込)

全国農業新聞は農業専門紙です。一週間の農政の 動きや、現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅 力的な農家の取り組みなどを幅広く伝えます。

お問い合わせ先

松江市農業委員会事務局

TEL: 55-5224